

開発事業説明状況等報告書に対する再意見書

開発事業説明状況等報告書に対する意見につきましては、この用紙に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第14条の規定により行われるものであり、この意見書は横浜市を経由して、開発事業者に送付されます。

氏 名		
住 所		
開 発 事 業 の 概 要 計 画	開発事業者名	
	開発事業区域に含まれる 地域の名称	
	開発事業受付番号	
	説明を受けた日	
開発事業説明状況等報告書に対するご意見		

<再意見書の提出先及び提出方法>

この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。

開発事業	担当部署	住所	電話番号
大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びオに該当しない同号イ)</small>	建築局 中高層調整課	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル14階	671-2350・2351
市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル6階	210-9813~9815・ 9817
市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当		210-9895・9896